

マイナンバーの利活用に向けた 基本的な考え方

大田区

平成 28 年 9 月 23 日

はじめに

平成27年10月より、区民の皆さまにマイナンバーをお届けしました。平成28年1月から社会保障や税の手続でマイナンバーの利用が始まり、区民の皆さまには申請書や届出書にマイナンバーの記入をお願いしています。

マイナンバー制度の目的は、「国民の利便性の向上」「公平公正な社会の実現」「行政の効率化」にあります。現在、その実現に向けて、国ではマイナンバーカードの利活用の検討や、実証実験による利活用の検証作業が進められています。

区としても、情報セキュリティ対策をはじめとする情報の保護への取り組みを徹底しながら、より良質な区民サービスの提供や業務の効率化に向けて、マイナンバーの利活用を検討する必要があります。

本書は、マイナンバー制度やマイナンバーカードの仕組みを踏まえ、その利活用や安全・安心な制度運用などについて、考え方としてまとめたものです。

目次

1	マイナンバーの利活用とは.....	2
2	マイナンバーの利活用に向けた3つのポイント.....	3
3	区民サービスの向上を目指します.....	5
4	マイナンバーを安全に取り扱います.....	9
5	区民の皆さまに分かりやすい情報をお届けします.....	11

1 マイナンバーの利活用とは

マイナンバーの利活用には、「マイナンバーの利用」と「マイナンバーカードの活用」のふたつの側面があります。

マイナンバーの利用	<ul style="list-style-type: none">・区民の皆さまのマイナンバーを行政手続で使うためには番号法の規定が必要です。・番号法に規定されていない事務も利用条例として定めることで、区独自にマイナンバーを利用することができます。マイナンバーを利用できる事務を広げることで区民の皆さまの利便性向上や行政事務の効率化を図ります。
マイナンバーカードの活用	<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカードのICチップの機能を活用して、様々な行政手続の利便性向上や業務の効率化を図ります。・マイナンバーカードの活用には、主に電子証明書の機能を利用します。区民の皆さまのマイナンバーは利用しません。



ここでは、「マイナンバーの利用」と「マイナンバーカードの活用」を「マイナンバーの利活用」と総称しています。

5 ページ以降では、「マイナンバーの利用」に関する項目と「マイナンバーカードの活用」に関する項目を以下のとおり明示しています。

【凡例】

	区民の皆さまのマイナンバーを利用する項目にはこちらのマークがついています。
	マイナンバーカードの活用に該当する項目にはこちらのマークがついています。

2 マイナンバーの利活用に向けた3つのポイント

区民サービスの向上と業務の効率化を実現するため、3つのポイントを踏まえ、マイナンバーの利活用を考えます。

ポイント1

マイナンバーカードの普及促進を図り、区民サービスの向上や業務の効率化に取り組みます

番号法^①に規定されていない事務の条例化を検討し、区独自にマイナンバーを利用できる事務を広げることで、届出や申請時に区民の皆さまにご用意いただく添付書類を減らすことができます。

また、マイナンバーカードは、公的な身分証明書として利用できるほか、e-TAX^②などのインターネットによるオンライン申請やコンビニエンスストアで証明書を取得できるなど様々なメリットがあります。

マイナンバーカードの利活用については、国での検討や民間での研究・開発が進んでいます。こうした国や民間の動向も視野に入れながら、区民サービスの向上や業務の効率化に取り組みます。

ポイント2

区民の皆さまのマイナンバーと個人情報を安全に取り扱い、安定運用に向けて取り組みます

マイナンバー制度の運用にあたっては、区民の皆さまのマイナンバーと個人情報を安全に取り扱い、適切に管理する必要があります。

マイナンバーを安全に取り扱うための規程・マニュアルの整備や、職員への計画的な研修の実施等により事故を未然に防止し、安定的に運用できる体制をさらに強化していきます。

ポイント3

制度、今後の利活用など、区民の皆さまに分かりやすい情報をお届けします

マイナンバー制度やマイナンバーの利活用の取り組みについて、区民の皆さまに分かりやすく伝えていきます。

特にマイナンバーの利活用については、「便利な暮らしの実現」を実感できる情報をお届けし、マイナンバーカードの普及とさらなる区民サービスの向上の好循環につながる取り組みを目指します。

区では、マイナンバーと個人情報の安全な管理を徹底し、分かりやすい情報発信に取り組みます。区民の皆さまのご理解をいただきながら、マイナンバーカードの普及を促進し、区民サービスの向上と業務の効率化を目指します。

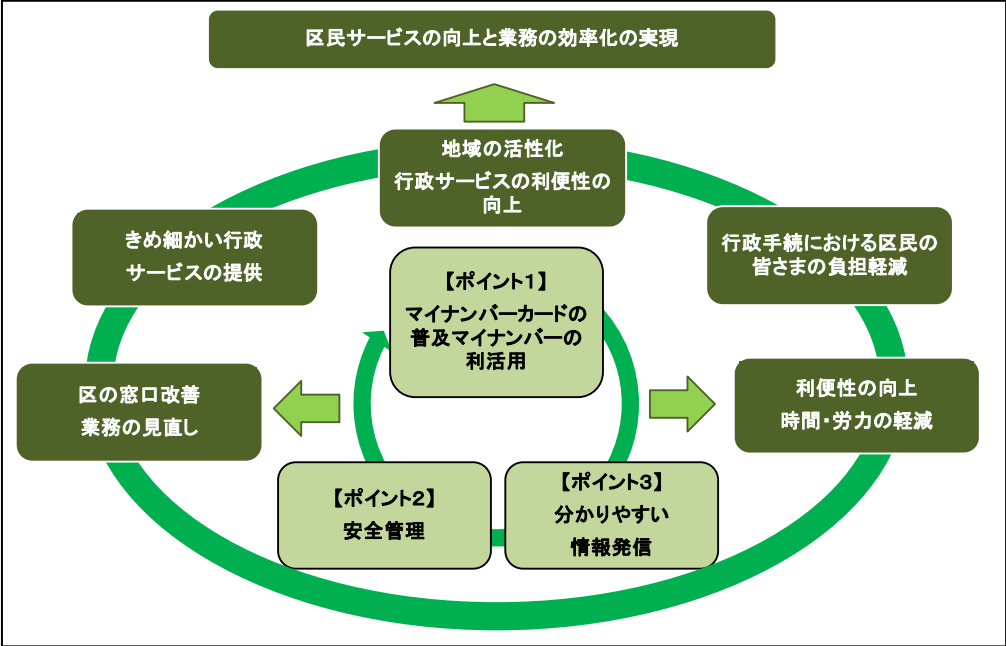


図1 3つのポイントと目指す区政の姿

- ① 番号法
正式名称は、「行政サービスにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」といい、マイナンバー制度の根拠となる法律です。平成25年5月に交付され、平成27年10月に施行されました。
- ② e-TAX
確定申告など国税の手続きをインターネットを利用して行う仕組みです。

3 区民サービスの向上を目指します

ポイント1

3-1 オンラインサービスが広がります



これまでは一部の行政手続で、インターネットを利用した電子申請^③を実施してきました。

今後は、マイナンバーカードの電子証明書^④の機能により、インターネット上での身元確認が安全で確実にできるようになります。この仕組みを活用して電子申請による手続を増やすことができます。

また、民間でも電子証明書の機能を活用することが予定されています。例えばネットショッピング^⑤では、マイナンバーカードの電子証明書を活用することで、より安全に利用できるようになります。

➤ 区の実り

電子申請の拡充

- ・マイナンバーカードの電子証明書を活用して、これまで以上に、行政手続でインターネットを利用した電子申請の拡充に取り組みます。

ワンストップサービスの実現

- ・保育所の入所や児童手当の申請など子育て分野での手続を、オンラインで一括してできるワンストップサービスの実現に向けて取り組みます。

③ 電子申請

申請や届出などの行政手続を、行政機関に出向くことなくインターネットを利用して、自宅や会社のパソコンから行う仕組みです。

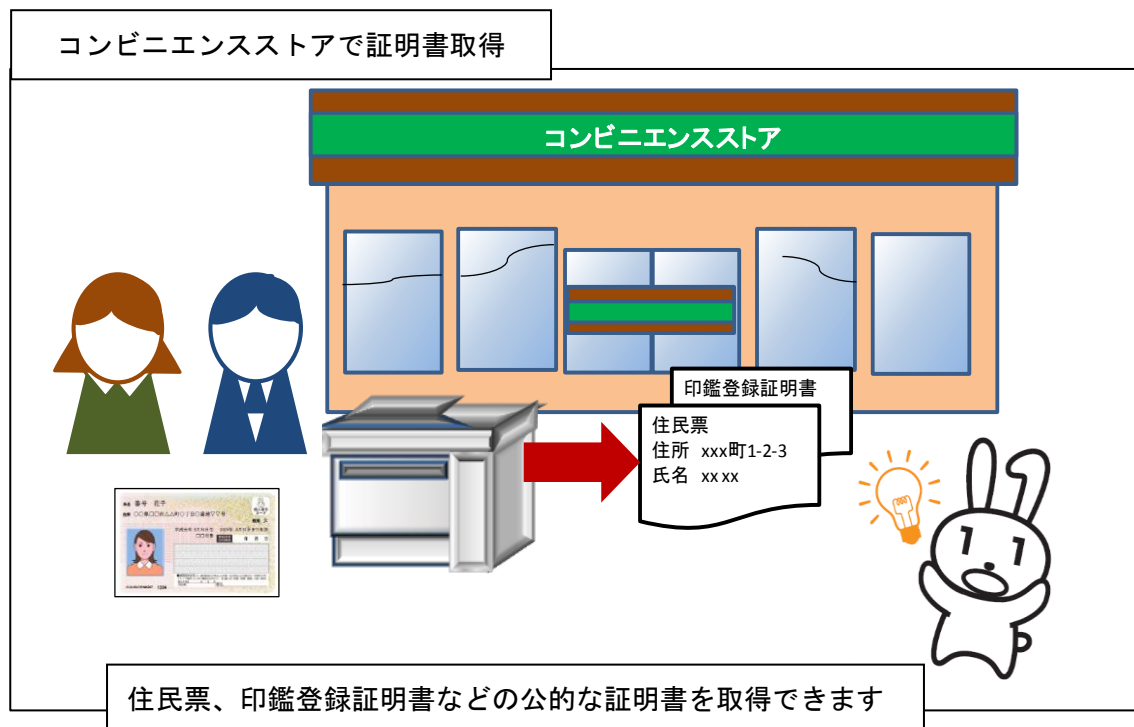
④ 電子証明書

書面取引における印鑑登録証明書のように、インターネット上で間違いなく本人であることを電子的に証明する仕組みです。

⑤ ネットショッピング

インターネットを使って商品を購入できるウェブサイトのことをいいます。インターネットで商品を提供する業者のサイトにアクセスし、注文から支払までの一連の手続を行うことができます。

3-2 コンビニエンスストアでも手続きできます



国の計画では、平成28年度までにコンビニエンスストアの証明書等の交付サービスについて、導入自治体300団体、人口6000万人が利用できることを目指しています。また、コンビニエンスストアで交付を受けられる証明書の種類を増やすための準備も進められています。

国と民間では、コンビニエンスストアに設置されているマルチステーション（多機能端末）を活用して、電気、ガス、水道など公共料金の住所変更手続のワンストップサービスやコンサートやスポーツ観戦などのチケットレスサービスの導入が検討されています。

➤ 区の実施

コンビニ交付の拡充

- ・コンビニエンスストアでの住民票の写しや印鑑登録証明書交付は平成28年5月にスタートしました。今後はこれらの証明書のほか戸籍や税などの証明書交付に向けて検討します。

3-3 添付書類を減らすことができます

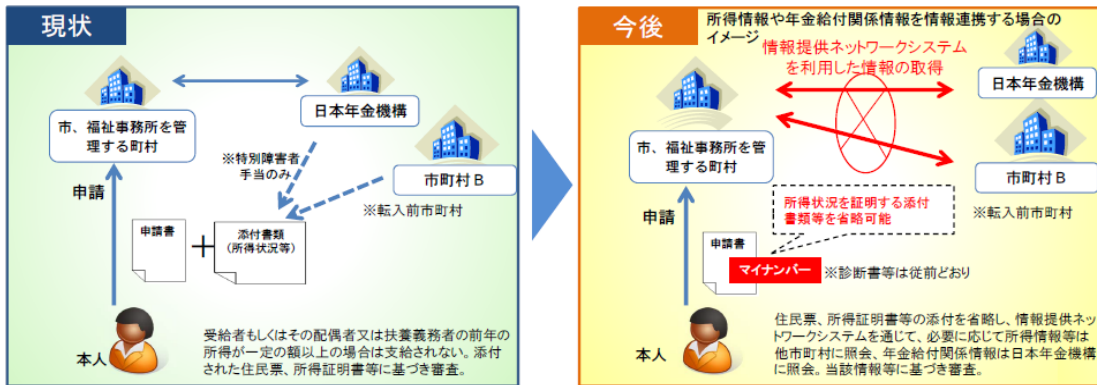


図2 平成 27 年度社会保障・税番号制度担当者説明会資料より抜粋

※上図は障害者福祉分野における番号利用・情報連携の手続例

行政機関の窓口での申請や届出といった手続には、区民の皆さまに税証明書や住民票の写しなどを取り寄せ、添付書類として提出することをお願いしています。

平成 29 年 7 月以降、マイナンバーを利用する行政手続では、行政機関同士での情報連携^⑥を開始します。このことで、行政機関が添付書類の情報を確認できるようになり、区民の皆さまにご用意いただく書類を減らすことができます（図2）。この仕組みを活用して、区民の皆さまの負担軽減と利便性の向上につなげます。

➤ 区の実施

マイナンバー利用手続の拡充

- ・マイナンバーを利用できる行政手続を増やし、区民の皆さまの負担軽減につなげます。

⑥ 情報連携

マイナンバーを利用する行政手続で、他の行政機関が有する個人情報や行政機関の間でオンラインで照会・提供することをいいます。情報連携の実現により、申請や届出などの行政手続を行う際に必要な添付書類の情報を行政機関が確認できるため、区民の皆さまの負担軽減と区の業務の効率化につながります。

3-4 身近で便利なカード交付を目指します

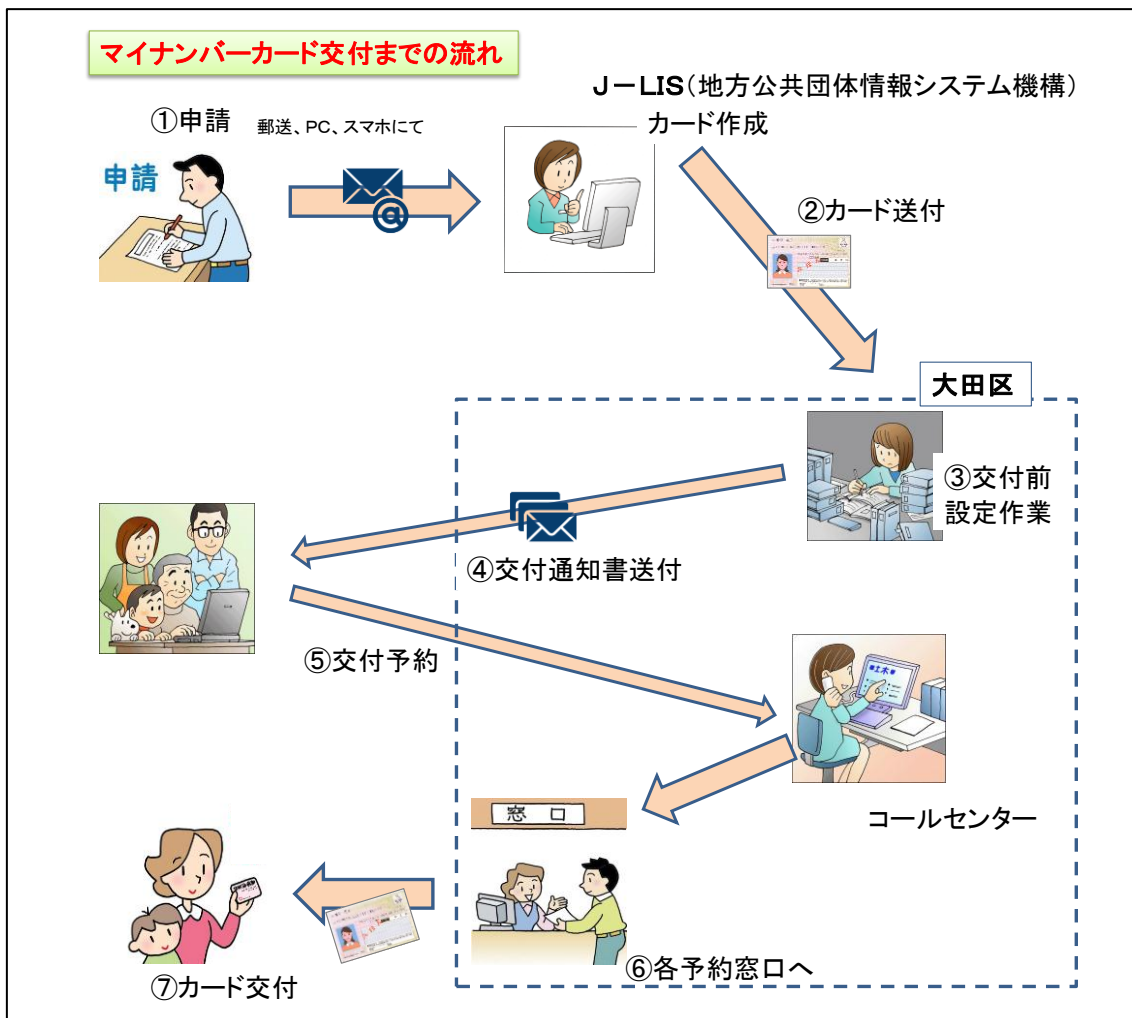


図3 マイナンバーカードの申請から交付までの流れ

マイナンバーカードの申請方法は、①郵送 ②スマートフォン ③パソコン ④まちなかの一部の自動証明写真機の4つです。

マイナンバーカードの交付は、区役所と各特別出張所の窓口で行っています。

今後は、申請した区民の皆さまにできるだけ早くお渡しできるように、受け渡し窓口の拡充や、区民の皆さまにとってより便利な申請・交付方法を検討します(図3)。

4 マイナンバーを安全に取り扱います

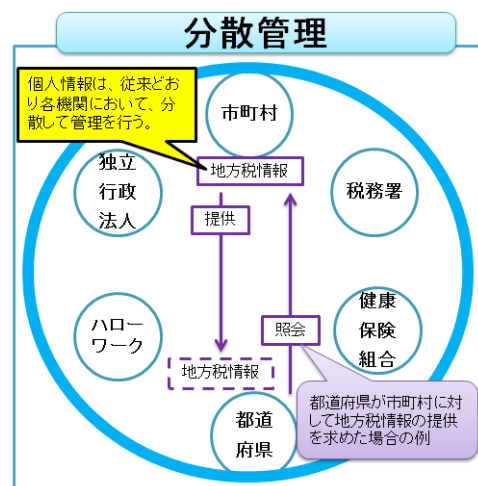
ポイント2

4-1 情報連携に向けた準備を確実に進めます

平成 29 年 7 月以降、行政機関同士での情報連携が開始されます。マイナンバー制度では、所得税の情報は税務署、住民税の情報は区というように、個人情報分散して管理します。国が集中管理をするのではなく、従来どおり分散管理をすることで、各行政機関で万全な管理体制をとっています。

また、情報の連携には区民の皆さまのマイナンバーは使いません。そのため、マイナンバーを使って個人情報を盗み出すことが出来ない仕組みになっています。さらに、通信は暗号化されるなどシステム面での安全・安心な仕組みが確保されています。

このように個人情報保護対策にしっかりと取り組み、安全に情報連携ができるように準備を進めていきます。



4-2 システムの安全性を高めます

近年、インターネットを介したサイバー攻撃が巧妙化しています。区は、こうした攻撃から区民の皆さまの情報を守るために、国や都と連携して情報セキュリティ体制を整備しています。

マイナンバーを利用するシステムは、インターネットから分離することで、サイバー攻撃のような外部からの脅威に対する安全性を高めています。さらに、システムを操作できる職員を限定して操作記録をすべて監視することで、内部不正を原因とする事故等を未然に防止しています。

4-3 安全な管理を徹底します

区ではマイナンバーや個人情報の適切な取り扱いを確保するための規程やマニュアルを定め、職員に周知しています。例えば、なりすましといった犯罪を防止するため、窓口での本人確認を厳格に実施しています。

その他、マイナンバーを取り扱う職員の明確化やマイナンバーの記入さ

れた書類の安全な保管など、今後も職員全員で安全な管理を徹底していきます（図4）。


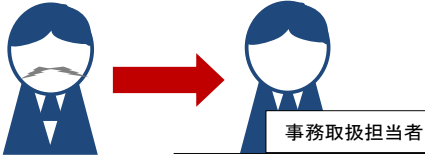

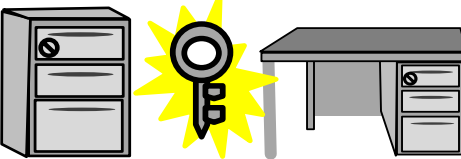
<p>複製はマイナンバーを扱える事務だけ！</p> <p>マイナンバーを扱えない事務でマイナンバーのコピーやメモをとってはいけません。また、マイナンバーを扱える事務でも、むやみに通知カード・マイナンバーカードのコピーをとらないようにしましょう。</p> 	<p>取扱える職員は誰ですか？</p> <p>指定された担当者以外はその業務に関してマイナンバーを取り扱うことはできません。（担当不在時に書類などを預かることはできません。）</p> 
<p>持ち出しは、許可を得て安全に</p> <p>事前に許可を受けずに外部に送ったり、持ち出しできません。また、電子メールなど職員間でのマイナンバーのやりとりもできません。</p> 	<p>紛失しないようにしっかり保管</p> <p>紙資料やデータを記録した媒体は決められた保管庫に入れて施錠しましょう。また、端末のローカルディスク、マイナンバーを取扱う担当者以外が閲覧できる共有フォルダに保管しないようにしましょう。</p> 

図4 区が順守すべき安全な管理の例

4-4 さらに人材育成に取り組みます

マイナンバー制度の安定的な運用には、職員一人ひとりが番号法や条例などの法令、安全な管理に関する規程やマニュアルを順守することが必要です。

また、今後のマイナンバーの利活用にあたっては、現行の業務をいかに改善していくかといった創意工夫と同時に、職員一人ひとりがマイナンバーの利活用に関する知識と先進事例を知っておくことが求められます。

今後も、マイナンバーの適切な取り扱いを順守し、マイナンバーの利活用によって区民の皆さまの利便性向上を実現するために、継続して人材を育てます。



5 区民の皆さまに分かりやすい情報をお届けします

ポイント3



図5 区のマイナンバーに関する広報

マイナンバー制度は平成 27 年度から始まった新しい制度です。また、マイナンバーカードの有効活用についても少しずつ実証実験が始まったばかりで、そのメリットは将来に向けて広がっていきます。

区民の皆さまに制度やマイナンバーカードのメリットについてもっと知っていただけるよう、リーフレットの配布、区報、ホームページ、SNS^⑦などいろいろな方法で情報の発信を続けていきます（図5）。

区民の皆さまにマイナンバーカードの安全性や利便性を実感していただき、マイナンバーカードのさらなる普及につなげていきます。

^⑦ SNS

Social Networking Service の略称です。インターネットを利用して社会的なつながりを生むコミュニティ機能のあるウェブサイトなどのサービスのことをいいます。例えば、Twitter、Facebook や LINE といったものがあります。